

## 保険業法等の一部を改正する法律案要綱

保険募集の形態の多様化が進展している状況等を踏まえ、保険募集に係る規制をその実態に即したものとするため、保険募集人の体制整備義務を創設する等の措置を講ずることとする。

### 一 保険業法の一部改正（第1条関係）

#### 1. 運用報告書の電磁的な提供方法の多様化

保険会社は、運用実績連動型保険契約に基づいて運用する財産について作成する運用報告書について、書面による交付に代えて電子情報処理組織を使用する方法等により提供することができることとする。

（保険業法第100条の5第2項関係）

#### 2. 保険会社の子会社に関する業務範囲規制の特例

子会社に関する業務範囲規制を適用しない場合として、子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている外国の銀行等を保険会社が子会社とする場合を加える。ただし、当該保険会社は、当該子会社対象会社以外の外国の会社の子会社となった日から5年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社の子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならないこととする。

（保険業法第106条第4項～第6項関係）

#### 3. 保険契約の移転に係る通知の特例

保険契約の移転を行う場合であって、移転対象契約者等の保護に欠けるおそれがないときには、保険契約の移転に係る事前通知及び保険契約の移転後3月以内に行う通知について、当該通知をすることを要しないこととする。

（保険業法第137条第1項、第140条第2項関係）

#### 4. 保険募集及び保険販売に関する規制の導入

(1) 保険会社又は保険募集人等は、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合を除き、保険契約の締結等に関し保険契約者等の保護に資するため、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならないこととする。

（保険業法第294条関係）

(2) 保険会社又は保険募集人等は、保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合を除き、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案等を行わなければならないこととする。

（保険業法第294条の2関係）

#### 5. 保険募集人等への体制整備義務等の導入

(1) 保険募集人等は、重要事項説明、顧客情報の適正な取扱い、委託先管理を含めた業務の適切な運営を確保するための体制整備を講じなければならないこととする。

らないこととする。 (保険業法第 294 条の 3 関係)

- (2) 規模が大きい特定保険募集人は、その業務に関する帳簿書類を作成、保存するとともに、また、毎事業年度経過後 3 月以内に事業報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととする。

(保険業法第 303 条、第 304 条関係)

- (3) 内閣総理大臣は、この法律の施行に特に必要な限度において、特定保険募集人等から業務の委託を受けた者等に対し、その業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命じることができることとするほか、職員にその施設に立ち入らせ、質問させ、又は物件を検査させることができることとする。

(保険業法第 305 条関係)

#### 6. 保険仲立人の規制緩和

保険仲立人等が、保険期間が長期にわたる保険契約の締結の媒介を行おうとする場合に必要な内閣総理大臣の認可を不要とすることとする。

(保険業法附則第 119 条関係)

#### 7. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 二 保険業法等の一部を改正する法律の一部改正 (第 2 条関係)

認可特定保険業者に対する保険業法の準用等について、所要の規定の整備を行うこととする。

(保険業法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 12 項、  
第 3 条第 1 項、第 4 条第 11 項、第 4 条の 2、  
第 5 条第 3 項関係)

### 三 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部改正 (第 3 条関係)

特定保険業者による保険契約の移転等について、所要の規定の整備を行うこととする。

(保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する  
法律附則第 2 条第 1 項・第 3 項関係)

### 四 その他

#### 1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、次に掲げるものは、それぞれ定める日とすることとする。

- ① 保険仲立人の規制緩和等に係る規定 公布の日から起算して 3 月を超

えない範囲内において政令で定める日

- ② 運用報告書の電磁的な提供方法の多様化に係る規定、保険会社の子会社に関する業務範囲規制の特例に係る規定及び保険契約の移転に係る通知の特例に係る規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

(附則第1条関係)

- 2. その他所要の経過措置等を定めることとする。